

ブラインドサッカー日本代表チーム

選考規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）が、ブラインドサッカー（視覚障がい者5人制サッカーB1クラスと同義とする）日本代表（以下、日本代表）に関するスタッフ、競技者を選考するために定めるものとする。

第2条 範囲

- 2.1 スタッフとは、ブラインドサッカー日本代表チーム部に所属するスタッフ、および、特定の競技大会、遠征に派遣するためのスタッフを指す。
- 2.2 スタッフには、ブラインドサッカー日本代表監督は含まず、代表監督の選考に関しては別途定めるものとする。
- 2.3 強化指定選手とは、日本代表を選考するために予め指定した選手を指す。
- 2.4 日本代表選手とは、特定の競技会、遠征等に派遣する時に招集した選手を指す。

第3条 登録

- 3.1 日本代表スタッフ、強化指定選手、日本代表選手は本協会および公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下、JPC）に定められた登録を行う。

第4条 国籍

- 4.1 日本代表選手は、日本国籍を有すものとする。
- 4.2 日本代表スタッフ、強化指定選手は前項の限りではない。

第5条 強化指定選手の選考条件

- 5.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、現在または将来的にブラインドサッカー日本代表選手になり得る可能性を持つ選手であると、ブラインドサッカー日本代表監督が判断し、認めるもの。
- 5.2 当協会、および、JPC等が強化指定選手として必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 5.3 当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。

第6条 日本代表選手の選考条件

- 6.1 強化指定選手であること。
- 6.2 国際クラス分けにおいて、B 1クラスに認められているもの、ないし、認められうるもの。
- 6.3 ブラインドサッカー日本代表監督が選出したもの。

第7条 日本代表スタッフの選考条件

- 7.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、ブラインドサッカー日本代表の競技力向上に有益な活動ができる指導者、スタッフであると、ブラインドサッカー日本代表監督が判断し、認めるもの。
- 7.2 当協会、および、JPC等が日本代表スタッフとして必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 7.3 日本代表スタッフに当たり、当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。

第8条 選考の承認

- 8.1 強化指定選手および日本代表選手は、技術委員会が承認する。
- 8.2 日本代表スタッフは、理事会が承認する。

第9条 協議事項

- 9.1 本規程の定めがない事項または疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条 不服申し立て

- 10.1 日本代表選手の選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決するものとする。

第11条 本規程の改訂

- 11.1 本規程の改訂、廃止は理事会の承認によるものとする。

附則

(1) 更新

- 2012年2月28日
- 2016年4月18日